

令和元年 9 月 2 日

不用物品売払入札参加事業者各位

大阪市建設局

消費税率の変更に伴う不用物品売払入札の注意事項について
(お知らせ)

令和元年 10 月 1 日から消費税法、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が施行され、消費税及び地方消費税の税率が 10%に改正されます。

当局で実施する不用物品売払のうち、令和元年 10 月 1 日以降に入札を行う案件から、新消費税率が適用されることとなりますので、施行日以降、物品買受申込書に記載する金額には、新消費税率 10 パーセントを含む金額を記載の上、入札にご参加くださいますようお願いいたします。